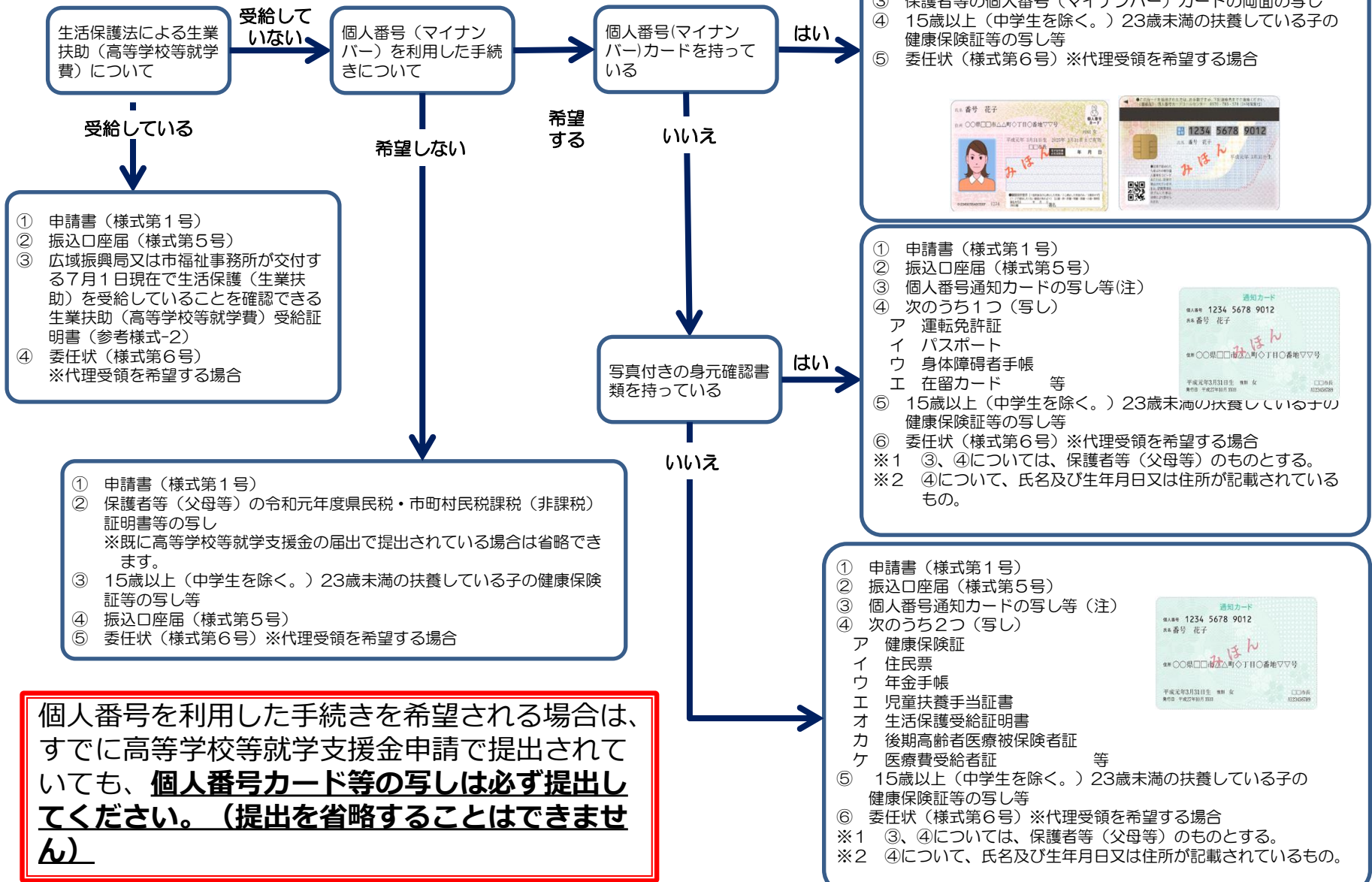


# 提出書類早見表



**個人番号を利用した手続きを希望される場合は、すでに高等学校等就学支援金申請で提出されていても、個人番号カード等の写しは必ず提出してください。（提出を省略することはできません）**

(注) 1 令和2年5月25日前に交付を受けたもので通知カードに記載された氏名、住所等の記載事項に変更がない場合又は正しく変更手続きがとられている場合に限り使用可。  
2 個人番号が記載された住民票の写し等可